

# 社会福祉法人 若杉福社会

(役員報酬に関する規程)

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人若杉福社会（以下「本会」）の役員の日当に関する必要な事項を定める事項を目的とする。

(役員)

第2条 本会の役員は、次のとおりとする。

理事長

理事

監事

(会議等出席の日当)

第3条 会議

- ・理事会出席者に対し、1回につき理事5,000円 監事5,000円とする。但し、内部監査を行う場合には、日当7,000円を支給する。
- ・理事監事役員が、必要に応じて評議委員会に出席した場合は、1回につき5,000円を支給する。
- ・支給方法は、会議開催日に現金にて支払う。
- ・理事会に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- ・理事・監事研修会

日当及び交通費は、若杉福社会の運営する保育園の旅費規定に準じて支払う。

県内 日当 1,500円 交通費実費

第4条 この規定の細則は、理事会において定める。

附則 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月30日から施行する。